

理事の代理人による理事会出席について

Q. 組合の理事が理事会に出席できない時は、代理人を参加させることができるか。

A. 組合の理事は個人的信頼に基づき選任され、かつ、組合と委任契約を締結した者であるから、その権利の行使及び義務の履行は、理事自らの意思及び行為として行われるべきである。

また、中協法第36条の6（理事会の決議）第3項においては、組合が特に定款に定めた場合には書面によって理事会の決議に参加することができるとしていることの反対解釈から、理事は、代理人によって議決権を行使することはできないと解する。